

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 9 月 27 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は特異な症状の病人であるにもかかわらず、今回、更なる保護費の減額をされた。〇〇区は法及び保護基準に則ったものであると言うだけで、国の保護基準に従って、満額の保護費を支給していないのではないか。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 3 1 年 3 月 2 2 日	諮問
令和元年 5 月 1 4 日	審議（第 3 3 回第 3 部会）
令和元年 6 月 1 1 日	審議（第 3 4 回第 3 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

### 2 これを、本件について検討すると、処分庁は、平成 3 0 年 9 月 4 日厚生労働省告示第 3 1 7 号により保護基準が改定されたこと（本件改定）に伴い、請求人に係る保護費の支給額が平成 3 0 年 1 0 月 1 日より変更されることとなったため、請求人に対し、変更日を同日として、「基準改定等による。」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分における支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費

について、本件改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、違算も認められないことから、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものと認められる。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、2に述べたとおり、本件処分は、法及び本件改定により改定された保護基準に従って適正になされたものであることから、違法又は不当なものとは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成